

社会福祉法人 松園福祉会

花巻あすかの里指定訪問介護事業所

運 営 規 程

花巻あすかの里指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人松園福祉会が開設する花巻あすかの里指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 花巻あすかの里指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 花巻市西宮野目第14地割56番地2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者は介護予防・日常生活支援総合事業（指定第1号訪問事業）の従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 2級課程以上修了者2名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、年末年始12月31日から1月3日までは休業とする。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後6時00分までとする。但し必要に応じて

24時間対応とする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、基準費用額から事業者を支払われるサービス費の額を控除して得た額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 次条の、通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収することができる。

交通費 事業所から事業の実施地域を越える10km以上の場合、片道1km毎に50円加算した額とする。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、花巻市の旧花巻市地域とする。ただし、利用者の希望に応じる。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 指定訪問介護の開始に際し、管理者若しくは訪問介護員等は、利用申込者若しくはその家族に、サービス内容及び利用料金等の重要事項を記した文書を交付し、同意をする旨の文書に署名を受けることとする。

(秘密保持)

第10条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合等は、利用者若しくはその家族に、個人の情報を用いる旨の同意文書に署名を受けることとする。

(苦情処理)

第11条 管理者は、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速か

つ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第12条 本会は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、訪問介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

附 則

この規程は、平成 14年 5月 1日から施行する。

平成 14年 12月 1日から施行する。

平成 15年 3月 1日から施行する。

平成 19年 10月 1日から施行する。

平成 27年 8月 1日から施行する。

令和 3年 8月 1日より施行する。